

## 「行革甲子園 2018」エントリーシート

### 【取組の内容】

#### 1 取組事例名

・【全国初】「1秒でも早く・・・」チーム西予で命を守れ！～過疎地域での新たな救急体制のカタチ～

#### 2 取組期間

・平成 27 年度 6 月～(継続中)

#### 3 取組概要

- ・ 過疎地域における限られた人的資源や財源を有効に活用して、救急車の空白時間を解消し住民の安心安全を図るための取り組み。
- ・ 平成 30 年 4 月 1 日より全国に先駆け准救急隊員制度を活用した救急出張所の 24 時間運用が西予市でスタートした。行政と消防が一体となり西予市民の命を守る、過疎地域での新たな救急体制のカタチをご紹介します。



## 4 背景・目的

西予市は、人口 38,506 人(平成 30 年 3 月末現在)、海拔 0 m から標高 1,400 m、面積 515 k m<sup>2</sup> と広大な地形を有している。しかし、約 75% が山林であり、人口密度は 74 人/km<sup>2</sup>、高齢化率約 40% と高く、市内全域が過疎地域である。

西予市内の一部の地域(明浜地区・城川地区)では、厳しい財政状況等により、救急隊運用時間を制限(平日昼間のみ運用)している出張所が存在していた。過疎・高齢化が進む地域では、健康に不安を持つ方も多く、地域医療体制が縮小される中、救急車に頼らざるを得ない状況であった。平日夜間、休日等には救急隊が不在になり、隣町より救急隊が出場していたため、救急隊が現場到着するまで時間を要し救命率の低下が懸念されており、地域住民を対象とした市政懇談会等で「24 時間救急隊配置」を望む声が上がっていた。

そこで、現状の職員数で「24 時間救急隊配置」が可能となるよう救急隊編成基準の緩和を国に提案し、地域住民の安心感を提供するとともに、救急隊到着時間の短縮による救命率の向上を図ることを目的とした取り組みである。

### 【西予市の救急隊配置状況】 H30. 3. 31 現在

本署・支署・分署が設置されていない周辺地域の明浜地区(海岸部)・城川地区(山間部)には、平日昼間のみ救急車及び隊員を出張所へ移動配置しているが、夜間、休・祝祭日となると、本署・支署からの出動となるため、現場到着時間が最長で 70 分を超える場合もあり、救命率の低下が懸念されている。

三瓶地区  
【八幡浜地区  
消防分署】

宇和地区  
【本署】

野村地区  
【支署】

城川地区  
【出張所】

明浜地区  
【出張所】



明浜町狩浜地区



城川町高川地区

## 5 取組の具体的内容

- ・国に対して「救急隊編成基準」の規制緩和を提案
- ・閣議決定を受けて本署内で、プロジェクトチームを結成
- ・准救急隊員養成のための消防学校に新設された「准救急科」での教育課程の協議
- ・明浜、城川地区の救急出張所の調整・整備(既存の遊休施設の活用)
- ・准救急隊員の採用と養成
- ・平成 30 年 4 月 明浜、城川救急出張所 24 時間運用開始

### ★平成 27 年度

6 月・国に対して「救急隊編成基準」の規制緩和を提案

地方分権改革の提案制度を活用し、「救急隊員の編成の基準の特例」の改正を提案。

#### ◎提案内容

救急隊(現行 3 人)を 2 人で編成し、軽症患者を搬送したい

○目的：救急隊現場到着時間の短縮による救命率の向上

○手段：消防法施行規則第 50 条(救急隊員の編成の基準の特例)の改正

#### ◎想定している運用の例

○出張所(明浜・城川)

「現在」**平日昼間のみ、3 人編成**の救急隊を配置

「想定」**24 時間体制で 2 人編成**の救急隊を配置

○2 人で対応できない場合に備え、出張所から出動と同時に本署・支署からも 3 人編成の救急隊を出動

○現場到着した救急隊長により緊急度判定

★軽症の場合→**2 人編成救急隊で搬送**

★中等症以上の場合→**3 人編成の救急隊到着後、搬送**

12 月・閣議決定

過疎地域等において、救急業務を 3 人以上で実施する体制を維持しつつ、業務の一部を消防職員以外に行わせる等の方針を検討、必要な措置を講じる旨の閣議決定。

### ★平成 28 年度

6 月・プロジェクトチーム結成

救急出張所 24 時間運用に向けてプロジェクトチームを立ち上げ、会議を開催。閣議決定に伴い、24 時間体制とした場合の人員確保について、また、庁舎整備や必要経費について検討。

12 月・消防法施行令の一部を改正する政令公布(総務省消防庁)

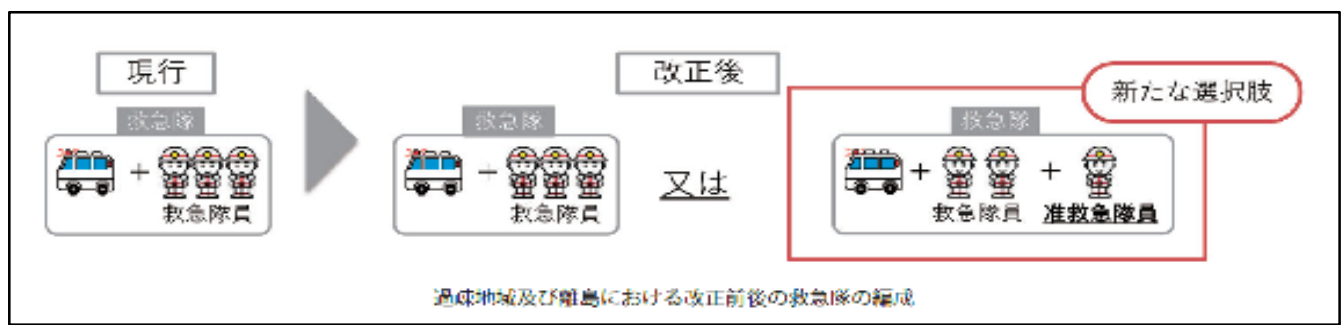
#### (改正概要)

特定の条件不利地域(過疎地域等)における救急隊の編成について、より柔軟な選択可能。

総務省令で定める事項を記載した計画(実施計画)を定めたときは、救急自動車 1 台並びに救急隊員 2 人以上及び准救急隊員 1 人以上をもって編成可能。

#### (具体的要件)

准救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習の課程(92 時間)を修了したもの等とする。



- ・職員定数、関係例規の改正案を12月議会に上程。
- ・検討会報告書を基に、理事者への事業概要説明。

**★平成29年度**

5月・愛媛県消防学校と准救急隊員にかかる講習について協議

准救急科実施及び講師派遣等について協議。

6月・各救急出張所の整備について検討。

城川救急出張所については、地元の地方銀行が地域貢献活動の一環として、休止中の庁舎を賃貸していただくこととなり、一部改修し使用することとした。

明浜救急出張所については、平成31年に完成予定の明浜支所庁舎に併設予定とし、それまでは旧診療所の一部分を仮庁舎、医師住宅を隊員宿舎とした。

10月・准救急隊員(任期付短時間勤務職員)を市広報誌、SNS等で募集

1月・愛媛県消防学校と「准救急科」の講習について協議

愛媛県消防学校に新設された「准救急科」についての内容及び講師派遣計画等について協議。

- ・准救急隊員(任期付短時間勤務職員)採用試験を実施し、2人の採用が決定した。
- ・係長級以下の一般行政職から准救急隊員との併任を希望する職員を募り、6人を選定した。

2月・愛媛県消防学校「准救急科」入校

一般行政職から併任職員6人・任期付短時間勤務職員2人の計8人が、2月5日から2月23日まで約3週間(105時間)愛媛県消防学校「准救急科」入校。西予市消防本部の救急救命士10人を講師として派遣。

・同乗実習開始

本署及び野村支署に勤務し、救急訓練及び救急事案発生時には4人目の隊員として救急車に同乗し、研修を実施。(日勤14日及び1当務)

・城川救急出張所庁舎(旧銀行庁舎)改修工事完了。

3月・再任用職員(消防OB)2人の採用が決定。

・准救急隊員署長査閲訓練実施

「准救急科」及び事前研修の成果を披露するため、准救急隊員を含めた救急隊を編成し明浜・城川出張所から各2隊の計4隊がシミュレーション訓練を実施。

・城川救急出張所改修工事完成記念式典を開催

関係者約30人が参加し、完成記念式典を開催。城川救急出張所に配属となる准救急隊員3人を含めた救急隊及び支援隊を編成し、シミュレーション訓練を披露。

**★平成30年度**

4月・明浜、城川救急出張所24時間運用開始

各出張所、所長以下12人(消防吏員7人 准救急隊員5人)で運用を開始。

## 6 特徴（独自性・新規性・工夫した点）

（独自性・新規性）

・休日夜間が救急空白時間となっている明浜地区・城川地区における 24 時間救急車運用の実現に向け、地方から国に対して「救急隊編成基準」の規制緩和を提案した。その結果、国が消防法施行令の規制緩和を決め、特定の条件不利地域においては『救急隊員 3 人の内の 1 人』は、新たに定められた『准救急隊員』で運用できることとなる。

・准救急隊員による救急活動は全国初の取り組みである。

・「1 秒でも早く」と願い、声を上げた人たちの強く諦めない思いが市を通じて国を動かした。

（工夫した点）

・任期付短時間勤務職員だけでは補えない人役については、一般行政職との併任および再任用短時間勤務職員（元消防吏員）で補うこととした。

・一般行政職との併任については、所属部署への負担や市民サービス低下を招かないことに配慮しつつ、准救急隊員としての職の確立を図るために、救急出張所での勤務数を週に 1 度、または 2 週間に 1 度と 2 種類の勤務形態とした。

### 【1 週間に 1 回勤務する隊員】

支所総務課地域係へ配属し（増員）、地域振興へ一層の注力を行うとともに、准救急隊員としての勤務の在り方を確立するため、当該地域における核となる隊員。

### 【2 週間に 1 回勤務する隊員】

本庁及び支所の一般部署に配属し、一般行政職員としての業務に重きを置く隊員

・救急出張所が新たに誕生することで新庁舎が必要となるが、明浜救急出張所は平成 31 年に完成予定の新明浜支所に併設予定とし、それまでは旧高山診療所の一部分を仮庁舎、医師住宅を隊員宿舎とした。また、城川救急出張所は愛媛銀行と協議し、主要道路沿いで城川町のほぼ中心にある旧愛媛銀行しろかわ支店を改修し、救急出張所として使用することで、施設にかかる財政負担を最小限に抑制できた。



民間企業の遊休施設を改修した  
城川出張所テープカットの様様



酒井准救急隊員  
情報推進課併任

訓練、研修を継続して行い、救急現場でスムーズに動けるよう頑張ります。

救急出動の時は不安や心配があったが、消防学校や所属署内の研修で学んだ経験を生かして頑張りたい。



藤代准救急隊員  
産業建設課併任

## 7 取組の効果・費用

### ◎市民への効果



・「准救急隊員」の配置による救急出張所の24時間運用で、平日夜間や休日における救急車の現場到着時間が短縮され、救命率の向上とともに地域住民の安心感にもつながることが期待される。

### ◎取組に対する費用

A：消防吏員増員した場合による諸経費(最低5人分)

- ・人件費 1人約3,600,000円(仮諸手当含む) 5人総額 ①約18,000,000円
- ・装備費(被服、消耗品等) ②2,274,750円
- ・研修費等(入校経費他) ③695,140円
- ・**総額(年間) ￥20,969,890円(①+②+③)**

B：一般行政職員(6人)、任期付短時間勤務職員(2人)、再任用短時間勤務職員(2人)の場合の諸経費

- ・人件費(一般行政職員除く)  
 任期付、再任用短時間勤務職員 1人 約3,200,000円(仮諸手当含む) 4人総額  
 ④約12,800,000円
- ・装備費(被服、消耗品等) ⑤1,390,712円(10人)
- ・研修費(入校経費他) ⑥558,932円(8人)
- ・**総額(年間) ￥14,499,844円(④+⑤+⑥)**

★A：B比較

・各出張所運用するための、人件費等(装備、被服、研修)を考察した場合、消防吏員増員(A)による費用に比較すると**約650万円抑制**することが推測される。

C：施設に対する費用

項 目	庁 舎 別	
	明浜救急出張所(仮庁舎)	城川救急出張所
工事修繕費	1,470,600円	9,344,536円
庁舎器具費	581,332円	597,907円
庁舎賃貸費(年間)	無償(市所有物件)	324,000円
小計	2,051,932円	10,104,443円
総計	￥12,156,375円	

- ・明浜救急出張所においては、平成 31 年度より新明浜支所庁舎内へ移転予定であるため、西予市所有物件(旧診療所建物)を最小限の改修費用で対応した。
- ・城川救急出張所建物については、企業協力により、財政負担を最小限に抑制できた。

## 8 取組を進めていく中での課題・問題点（苦労した点）

### ・准救急隊員となる人物像

当該事業は、救急隊編成基準の緩和により救急隊配備を容易にし、救急空白地帯の解消を目的とするものである。この観点から、消防吏員のみで救急隊を編成するのではなく、市行政職員が行政職務の傍ら准救急隊員として救急車に乗務していただく、現職と兼務する任用方法が有効であると考え、その可能性について検討していた。

しかし、課題として、行政のスリム化のため市行政職員数の削減を図っている中、両職の兼務は職員の負担が大きく、希望する職員がいるのか不安を抱いていたが、予定を上回る応募があり、そのほとんどは「自分も救急空白地域に住んでおり地域住民の不安な気持ちを理解している。自分の力で不安が解消できるのなら」という熱い思いから応募に至ったものである。

これを踏まえて、一般行政職員、任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員を組み合わせる准救急隊員を次の通り任用することとした。

### ・救急出張所の人員体制の調整

24 時間運用を行うためには、1 救急出張所あたり 9 人体制が必要である。

(内訳)消防職員(消防吏員)：7 人 准救急隊員：2 人

准救急隊員を非常勤職員(嘱託職員:週当たりの勤務時間 38 時間 45 分)を 4 名任用して対応予定だった。改正消防法施行令では災害補償の観点で問題があり、非常勤職員での対応は不可能となった。

↓

《改正消防法施行令》

常勤の職員(一般行政職との併任)

任期付短時間勤務職員 (最大で週 4 日勤務)

再任用短時間勤務職員 (最大で週 4 日勤務)

改正消防法施行令を受けて対応を検討した結果、准救急隊員を任期付短時間勤務職員として任用することとした。任期付短時間勤務職員については、市全般において、任用の実績がなかったため各種例規の整備が必要となった。

また、任期付短時間勤務職員の採用者数が体制を満たすに至らなかった場合を想定して、一般行政職員を併任で准救急隊員として勤務できないか、市総務課と検討して希望調査と働き方を調整したところ、不定期ではあるが 6 人の一般行政職員を准救急隊員として併任することになった。さらに、退職予定の消防吏員の協力を得て、再任用短時間勤務職員 2 人を確保した。

【整備後の体制】 1 出張所当たり

救急隊員 : 7 人消防吏員

准救急隊員 : 4 人任期付短時間勤務職員 1 人 再任用短時間勤務職員 1 人 一般行政職員(併任) 3 人

#### ・准救急隊員の教育

従来救急隊員として救急業務を行うためには、250時間の講習を履修する必要があったが、消防法令改正(消防法施行規則 51 条の 2 の 2、同条 2 の 3)により 92 時間の講習を履修することで、応急処置等は限られるが救急業務を行えることとなった。再任用職員以外の 8 人の准救急隊員は、この資格取得のため、愛媛県消防学校に新設された「准救急科」へ入校することとなった。しかし、全国初となる課程であり、また、約 3 週間という短期間のうちに救急業務を行える隊員を養成する必要があることから、県消防学校担当職員と法令に沿う教育内容について協議を重ねた結果、「准救急科」においては、主に基礎的な講習を行うこととなり、救急現場を想定した教育については「准救急科」終了後に、署において重点的に研修訓練を重ねることとなった。

## 9 今後の予定・構想

・准救急隊員の基本的な任用期間については、一般行政職員 2 年、再任用職員 2 年、任期付職員 3 年となっているが、継続的に准救急隊員制度を行うには、一般行政職員併任の准救急隊員を、毎年 4～5 人養成し、欠員等が生じた場合や任用期間終了への対応が必要である。

・一般行政職員併任の准救急隊員の中から希望者を募り、今後、応急手当普及員(応急手当指導者)として西予市消防本部に登録し、在住地域で開催される応急手当講習会等において、指導員として地域住民に対する応急手当普及啓発活動の協力を依頼する。

また、准救急隊員としての任用終了に伴い他部署へ異動された後でも、在住地域付近で発生した災害時に、救急隊が現場に到着するまでの間、有効な応急手当(ファーストレスポonder制度)を行い、地域住民の救命率の向上に協力を依頼する。

・今後、普通交付税の段階補正等により、相当程度の財政措置がなされているが、ますます進行する過疎化・少子高齢化に伴う人口減少により、市財政は逼迫し行政職員の縮小が予想される。限られた人材、財政の中での救急体制維持には限界が生じる可能性があるが、市民の安心安全のため、消防広域合併により救急体制の維持について検討する必要がある。

## 10 他団体へのアドバイス

現在、全国の過疎地、離島等の条件不利地域を所管する地方自治体では、窮迫する財政、人員不足により 24 時間 365 日の救急体制を維持できず、救急出張所等を撤廃する地域がみられるが、今回の規制緩和に伴う取り組みにより、救急体制維持の可能性を示せると思う。

今回、西予市では、施設、人員において、比較的良好な条件でこの取り組みを行えた。この要因となったものは「一秒でも早く・・・」という西予市民の声であり、さらには、一般行政職員の熱意と民間企業の協力である。新たに実現した「過疎地域での救急体制のカタチ」を参考にして頂ければと思う。

## 11 取組について記載したホームページ

・准救急隊運用紹介(西予市広報誌より)

<http://www.city.seiyo.ehime.jp/material/files/group/11/201803.pdf>

・准救急隊員を含む救急隊運用に係る計画

[http://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/shobo\\_honbu/osirase/3588.html](http://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/shobo_honbu/osirase/3588.html)